

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例										
主管課	建築住宅課										
根拠法令等	都市の低炭素化の促進に関する法律										
<p>【制定の概要】 低炭素建築物新築等計画の認定制度の創設に伴う新設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>登録建築物調査機関等の認定がある場合</th> <th>登録建築物調査機関等の認定がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</td> <td>1戸建て 5,500 円ほか</td> <td>1戸建て 37,800 円ほか</td> </tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</td> <td>上記の半額</td> <td>上記の半額</td> </tr> </tbody> </table> <p>建築確認審査の申し出をする場合（法律第 54 条第 2 項の申し出） 上記に、確認申請手数料で定めた金額を加算する。</p>			名称	登録建築物調査機関等の認定がある場合	登録建築物調査機関等の認定がない場合	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1戸建て 5,500 円ほか	1戸建て 37,800 円ほか	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	上記の半額	上記の半額
名称	登録建築物調査機関等の認定がある場合	登録建築物調査機関等の認定がない場合									
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1戸建て 5,500 円ほか	1戸建て 37,800 円ほか									
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	上記の半額	上記の半額									
施行日	公布の日から										
<p>【その他参考事項】</p>											